

令和5年多摩市議会第1回臨時会について

1 日程

令和5年5月16日（火）（1日間）

2 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて

提案理由

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月31日に公布された。本市の令和5年度課税に当たり、本年4月1日から適用するため「多摩市国民健康保険税条例」の一部を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条の規定に基づき、令和5年3月31日付けで、専決処分したことについて報告するもの。

主な改正点は、国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額を20万円から22万円に改めるもの、また、所得金額により均等割額の軽減を判定する金額について。5割の軽減の判定を行う金額は、加入者一人あたり28万5千円から29万円に改め、2割の軽減の判定を行う金額は、加入者一人あたり52万円から53万5千円に改めるものである。

原案可決。